

監 査 結 果 報 告 書

令和5年度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

村政戦略部秘書企画課

村政戦略部戦略推進課

健康福祉部福祉課

健康福祉部健康課

総務部税務課

健康福祉部住民課

村政戦略部危機管理課

産業建設部都市整備課

教育課

議会事務局

2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和5年7月7日（金）	村政戦略部秘書企画課
令和5年7月14日（金）	村政戦略部戦略推進課
令和5年9月7日（木）	健康福祉部福祉課
令和5年9月15日（金）	健康福祉部健康課
令和5年10月13日（金）	総務部税務課
令和5年10月20日（金）	健康福祉部住民課
令和5年11月10日（金）	村政戦略部危機管理課
令和5年11月17日（金）	産業建設部都市整備課
令和5年12月8日（金）	教育課
令和5年12月15日（金）	議会事務局

3. 監査の対象事務

定期監査

- 令和4年度に実施した第5次千早赤阪村総合計画に基づく新規事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業の事務処理状況の監査を実施する。

課	交付対象事業の名称
村政戦略部秘書企画課	新規事業 ・ 広報戦略推進事業 ・ 地域活性化起業人事業

村政戦略部戦略推進課	新規事業 ・行政手続オンライン化事業 ・地域活性化・交流拠点整備検討事業
健康福祉部福祉課	新規事業 ・アウトリーチを通じた継続的支援・参加支援事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・地域子育て支援拠点屋外遊戯場整備事業
健康福祉部健康課	新型コロナウイルス感染症対策事業 ・新型コロナウイルス感染症対策医療事業者応援給付金 ・村立保健センター多目的トイレ改修工事 ・栄養指導等配信事業
総務部税務課	新型コロナウイルス感染症対策事業 ・セミセルフレジ導入事業
健康福祉部住民課	新規事業 ・ハイリスクアプローチ事業 ・ポピュレーションアプローチ事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・セミセルフレジ導入事業 ・マイナンバーカード取得特典応援商品券事業
村政戦略部危機管理課	新規事業 ・災害用ドローン等整備事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・自宅療養者等生活支援事業 ・避難所等資器材備蓄整備事業
産業建設部都市整備課	新規事業 ・空き家調査事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・水道料金減免（基本料金）事業 ・公共交通事業者燃料価格高騰対策事業
教育課	新規事業 ・情報教育推進コーディネータ導入事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・学校給食安心安全事業（学校給食費無償化事業）
議会事務局	新型コロナウイルス感染症対策事業 ・議会運営システム導入事業

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じ関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【村政戦略部秘書企画課】

広報戦略推進事業について

- ・広報誌にかかる印刷製本費について、予算額と決算額の乖離が大きいため、精緻な見積りをするように努められたい。

【村政戦略部戦略推進課】

行政手続オンライン事業について

- ・国庫補助事業としてぴったりサービス連携申請管理システムを導入しているが、制度の趣旨に則り、今後積極的な活用を推進されたい。

地域活性化・交流拠点整備検討事業について

- ・予算額と決算額の乖離が大きいため、精緻な見積りをするように努められたい。

【総務部税務課】

セミセルフレジ導入事業について

- ・入札において、1者が当日に書類不備で無効となったが、その者が書類不備であることが確認できる書類が添付されていない。
起案書に確認資料として添付すべきである。

【健康福祉部住民課】

マイナンバーカード取得特典応援商品券事業について

- ・換金作業など、事業者・職員ともに手間となり、通常業務にも支障が出る。
手間とならないような決済方法、手順を検討されたい。

【村政戦略部危機管理課】

災害用ドローン等整備事業について

- ・ドローン購入の契約手続きにおいて、設計書に計上している単価や数量の根拠が不明瞭であるため、確認するための資料を添付されたい。